<対策のポイント>

緑資源機構の解散に伴い、平成19年度末に緑資源幹線林道事業も廃止したことにより、業務を承継した国立研究開発法人森林研究・整備機構において 既設幹線林道に係る債権の確定と円滑な賦課金等の徴収、借入金等の償還を円滑に進める必要があります。

<政策目標>

既設幹線林道の道県等への円滑な移管

く事業の内容>

1. 賦課金等債権の確定及び徴収のための事務費

国立研究開発法人森林研究・整備機構における既設幹線林道に係る 債権の確定と賦課金・負担金の徴収に係る事務費を措置します。

2. 徴収·償還等対策

- ① 賦課金の再調整に伴う還付利息相当額を補填します。
- ② 徴収・償還の制度差に起因する利差損相当額を補填します。

【ポイント】

- ・ 幹線林道事業の廃止に伴う区間の中止・見直しにより、受益者でなくなる者が発生 します。これに対処するため、徴収した賦課金に利息を付して還付する必要があります。
- ・ 幹線林道事業に係る借入金(23年償還)等の償還財源は、金利を付して徴収 する負担金等(25年償還)及びその運用益により賄う仕組みとなっています。しかし ながら、繰上償還が相次いだ場合、財政融資資金の償還財源が不足することから、 利差損相当額を補填する必要があります。

〈事業の流れ〉平成20年度~



国立研究開発法人 森林研究·整備機構

<事業イメージ> <林道事業の実施> 先行投資 補助金 平 緑 成 資 <徴収と償還の事務> 19 源 都道府県負担金 **計**極極複 年 資金 機 徴収 度 23年元金均等半年賦 (据置期間3年を含む) ※平成13年度以前は、25年元金均 等半年賦(据置期間5年を含む)。 金雲銅舌益受 以 前 25年元利均等半年賦 債券発行 (区間毎に据置期間4年を 還 含む。利率は、財政融資 10年満期一括返還 資金の借入利率及び債券 の利率を基に算出。) <徴収と償還の事務> 平 交付金 森林 緑資源機構の 緑資源機構の債権 成 都道府県負担金 研 20 財政融資 徴 収 償 還 究 資金 年 受益者賦課金 債務を承継 23年元金均等半年賦 度 (据置期間3年を含む) 整備 25年元利均等半年賦 以 (区間毎に据置期間4年を 償 還 含む。利率は、財政融資 機 資金の借入利率及び債券 構 10年満期一括返還 の利率を基に算出。

(H28年度末で完済)

「お問い合わせ先」 林野庁整備課(03-3581-1032)